

財團 協調會 福岡出張所

可 決

四、區劃整理反對闘争の件 福岡石川 郁郎 説明
 東部區劃整理では鐵條網を張り之が事業を長引かした
 る事の爲に三十名の同志は檢束され指導者岩田重藏四
 ケ月外二名は懲役三箇月執行猶豫三箇年の刑に處せら
 れた大闘事件も常識的に判斷するならば刑を受くるも
 のではない、注意、何故ならば小作人は土地を
 返すと回答してゐない、警徳川幕府に於ける百姓一様
 は如何にして起つたか、當時の爲政者地主大名が小作
 米を苛酷に取上げ納めない者には最も酷い刑を以て處
 した爲だ、仕置を恐れて益々窮乏附へ切れなくなつ
 た時に起つた反動の意志が一掃で、中止

可 決

財團 協調會 福岡出張所

可 決

筑紫 森田 幸吉 説明

- 五、税金借金に對する闘争の件
- 六、小作法反對の件
- 七、部落世帯役活動、農民委員會活動に關する件
- 八、労働者との提携に關する件
- 九、青年部確立の件
- 右第六號議案以下審議未了新役員に一任す。
- 13、役員發表

執行委員長	本部常任	本林 善三郎
執行委員(本部)	書記長	北 口 榮
	母藏部長	矢野 勇助
	龍藏部長	上 瀧 繁
	財政部長	